（河川整備基本方針で国土交通大臣の同意を要するもの）

第三十七条の五　令第五十三条第三項第四号の国土交通省令で定める河川整備基本方針は、次に掲げる水系に係る河川について定められたものとする。

一～四　（略）

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項） **第五条の二**　法第八条の二第一項の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設（法第八条第一項第四号に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 一　要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項 二　急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項 三　要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 四　要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項 五　前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項	（新設）

（独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令の一部改正）

第四条　独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令（平成十五年国土交通省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産） **第十七条**　機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、次に掲げる財産以外の財産であって、その取得価額が三千万円以上のものとする。 一　機構法第十二条第一項第一号の施設の新築若しくは改築、同項第二号の施設の災害復旧工事又は同項第四号の規定による特定河川工事に伴い譲渡する財産 二　機構法第十二条第一項第一号の施設の新築若しくは改築、同項第二号の施設の災害復旧工事又は同項第四号の規定による特定河川工事の完了によりその用途を終え譲渡する財産 三　機構法第十九条の五の規定により譲渡する財産	（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産） **第十七条**　機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、次に掲げる財産以外の財産であって、その取得価額が三千万円以上のものとする。 一　機構法第十二条第一項第一号の施設の新築若しくは改築又は同項第二号の施設の災害復旧工事に伴い譲渡する財産 二　機構法第十二条第一項第一号の施設の新築若しくは改築又は同項第二号の施設の災害復旧工事の完了によりその用途を終え譲渡する財産 （新設）